

VIII 青果物及び畜産物流通の部

この部には、青果物及び畜産物の流通に関する統計を収録した。

各統計の概要については、以下のとおりである。

1 青果物の流通量及び価格

「青果物卸売市場調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

全国の主要な青果物卸売市場及び全農青果センターにおける青果物の卸売数量、卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにするとともに、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とすることを目的としている。

(2) 調査の対象

ア 調査の範囲

青果物卸売市場が開設されている全国の主要都市を調査の範囲とした。なお、主要都市とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 中央卸売市場が開設されている都市
- (イ) 県庁が所在する都市
- (ウ) 人口が20万人以上で、かつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万t以上の都市

イ 調査対象

(ア) 主要都市に所在する青果物卸売会社

中央卸売市場が開設されている都市は全ての卸売会社を、上記(ア)、(ウ)の都市については年間取扱数量の多い順に都市の80%を上回るまでの青果物卸売会社を対象とした。

なお、上記(ア)の都市のうち東京都及び大阪府は、それぞれの中央卸売市場の開設区域外の卸売市場について、年間取扱数量の80%を上回るまでの青果物卸売会社についても対象とした。)

(イ) JA全農青果センター

全国農業協同組合連合会が設置しているJA全農青果センターを調査対象とした。

(3) 調査期間

1月から12月までの1年間とした。

(4) 調査方法

調査対象者が作成した調査票データ、電磁的記

録媒体をオンライン又は郵送により収集する方法によった。

(5) 定義及び用語の解説

ア 全国値は、平成22年に実施した「青果物卸売市場調査名簿」(5年ごとに実施)のシェア(全国値に占める主要都市の市場計の割合)を基に、調査年ごとに主要都市の市場計から推計した。

イ 本調査の対象とする青果物は「生鮮品」であり、「加工品」は含まない。

ウ 卸売数量とは、青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で取引された数量をいう。

エ 卸売価額とは、青果物卸売市場における取扱金額で、消費税を含む。

2 食肉の流通量及び価格

「と畜場統計調査」及び「食肉卸売市場調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

畜産物の生産量、取引数量、価格等を把握し、畜産に関する生産・出荷の調整、価格安定等各種施策の資料とする目的としている。

(2) 調査の対象

ア と畜場統計調査

全国全てのと畜場

イ 食肉卸売市場調査

食肉中央卸売市場(全国10市場)及び指定市場(同18市場)に所在する卸売会社(同28社)。

(3) 調査期間

1月から12月までの1年間とした。

(4) 調査方法

調査対象者が作成した調査票、調査票データを郵送又はオンラインにより収集する方法、調査員による聞き取り又は関係諸帳簿を閲覧する方法等によった。

(5) 定義及び用語の解説

ア 枝肉生産量は、都道府県別と畜頭数に1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。

イ 取引成立頭数とは、上場された頭数のうち食

肉卸売市場で卸売りされた頭数をいう。

ウ 枝肉の1kg当たり卸売価格とは、枝肉の総価額を総重量で除して算出した価格で、消費税を含む。

3 食鳥の流通量

「食鳥流通統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

食鳥処理場における処理量を把握するとともに、都道府県別の出荷量及び処理量を明らかにし、生産・出荷の調整の各種施策に資することを目的としている。

(2) 調査の対象

全国の食鳥処理場のうち、肉用若鶏、廃鶏及びその他の肉用鶏の処理を行った全ての食鳥処理場を対象とした。

(3) 調査期間

1月から12月の1年間とした。

(4) 調査方法

調査対象処理場がオンライン調査システムにより作成した調査票を回収する方法、調査対象処理場が作成した調査票、磁気データを郵送等により収集する方法、調査員による面接又は関係諸帳簿を閲覧する方法等によった。

(5) 定義及び用語の解説

ア 肉用若鶏とは、肉用鶏のうち、ふ化後3か月未満の鶏をいう。（「食鶏取引規格」の定義における「若どり」をいう。）

なお、一般に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるものであっても、ふ化後3か月未満のものは肉用若鶏として扱っている。

イ その他の肉用鶏とは、肉用鶏のうち、ふ化後3か月以上の鶏をいう。（「食鶏取引規格」の定義における「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」をいう。一般には「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるもの。）

ウ 廃鶏とは、採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏をいう。

エ 食鳥計は、肉用若鶏、その他の肉用鶏、廃鶏及びその他の食鳥を合計したものである。

なお、その他の食鳥とは、「あいがも、うずら、フランス鴨等」をいい、調査の見直しにより、

平成21年からは調査を中止した。

4 鶏卵の流通量

「鶏卵流通統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

鶏卵の生産量、出荷量及び入荷量を把握し、鶏卵に関する生産・出荷の調整、価格安定等各種施策の資料とする目的としている。

(2) 調査の対象

県内生産者からの直接集荷量が年間10t以上の集出荷機関のうち、原則として多い方から順に県内集荷量の累計が60%以上となる集出荷機関を調査対象とした。

(3) 調査期間

1月から12月までの1年間とした。

(4) 調査方法

調査対象集出荷期間が作成した調査票を郵送又はオンラインにより回収する方法、調査員による面接又は関係諸帳簿を閲覧する方法等によった。

(5) 定義及び用語の解説

ア 生産量とは、食用、加工用、種卵、自家消費用等として生産された鶏卵の数量をいう。

出荷量に種卵及び自家消費量を加えて推定した。

イ 出荷量とは、食用及び加工用として販売した鶏卵の数量をいい、種卵及び自家消費の数量は含まない。

ウ 入荷量とは、当該府県の鶏卵荷受機関、鶏卵問屋等に入荷した鶏卵の数量をいう。（他府県からの入荷量を含む。）

5 生乳生産量及び処理量

「牛乳乳製品統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

本調査は、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政のための資料とすることを目的としている。

(2) 調査の対象

全国の全ての乳製品工場及び都道府県別生乳受乳量の80%をカバーする牛乳処理場を調査対象と

した。

ただし、アイスクリームのみを製造する乳製品工場のうち、年間生産量が5万リットルに満たない工場、乳飲料、はつ酵乳及び乳酸菌飲料のみを製造する牛乳処理場のうち、生乳を処理しない工場は調査対象から除外した。したがって、アイスクリーム、乳飲料、はつ酵乳及び乳酸菌飲料については、調査対象以外の工場における生産があるので、利用に当たっては留意されたい。

(3) 調査期間

1月から12月までの1年間とした。

(4) 調査方法

農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に郵送により調査票を配布・回収する方法、調査対象が作成した電子調査票をオンラインにより回収する方法及び民間事業者が聞き取りにより行う方法による。

(5) 定義及び用語の解説

ア 生乳とは、搾乳したままの人の手を加えない乳用牛の乳をいう。

イ 生乳生産量とは、初乳（分娩後5日以内の乳）を除く生乳の総量をいい、牛乳処理場・乳製品工場出荷された生乳のほか、生産者の自家飲用や子牛のほ乳用等を含む。

ウ 生乳処理量とは、牛乳等及び乳製品を製造するために仕向けた生乳の量等をいう。

エ 牛乳等向けとは、牛乳、成分調整牛乳、加工乳、乳飲料、はつ酵乳及び乳酸菌飲料向けに仕向けたものをいう。

オ 乳製品向けとは、生乳のまま乳製品（れん乳、粉乳、バター、クリーム、チーズ、アイスクリーム等）に仕向けたものをいう。

この部についての照会先

生産流通消費統計課 電話 (075)414-9660